

作業場の見やすい場所に掲示願います。

平成20年度に改正された富山県の最低賃金

最低賃金の種類	適用される使用者	時間額(日額) (発効年月日)	適用除外の業務等	
富山県最低賃金 (地域別)	以下の各産業別最低賃金が適用される使用者以外のすべての使用者	677円 (H20. 10. 25)	_____	
平成二十年度に改正された特定(産業別)最低賃金	金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金(※)	次に掲げるいづれかの産業を営む使用者(1)金属製サッシ・ドア製造業(2)鉄骨系プレハブ住宅製造業(3)建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)(4)アルミニウム・同合金プレス製品製造業(5)(1)から(4)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所(6)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(4)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)(※)	763円 (日額廃止) (H20. 12. 10)	手作業等による包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ、取付け、検数、選別、はんだ付け又は塗装若しくはメッキのマスキング・さび止め処理の業務
	玉軸受・ころ軸受・他に分類されないはん用機械器具・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット製造業最低賃金(※)	次に掲げるいづれかの産業を営む使用者(1)玉軸受・ころ軸受製造業(2)他に分類されないはん用機械・装置製造業(3)トラクタ製造業(4)金属工作機械製造業(5)機械工具製造業(粉末や金葉を除く)(6)ロボット製造業(7)(1)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所(8)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)(※)	782円 (日額廃止) (H21. 1. 10)	手作業等による包装、洗浄、バリ取り、組線、巻線、取付け、組付け、袋詰め、箱詰め、かしめ、穴あけ、はんだ付け、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、取揃え、かす取り、賄い、湯沸かし、軽易な運搬又は塗装若しくはメッキのマスキング・さび止め処理の業務
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(※)	次に掲げるいづれかの産業を営む使用者(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(3)情報通信機械器具製造業(電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(4)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)(※)	724円 (H20. 12. 20)	手作業等による組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レッテルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務
	自動車・同附属品製造業最低賃金	自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者(※)	782円 (H21. 1. 2)	手作業等による包装、袋詰め、運搬、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ、穴ぬき、取付け、選別、組付け、刻印、検数、塗装若しくはメッキのマスキング・さび止め処理、聲がき、グラインダー、締め付け、リベット打ち、当て板、サンダー掛け、塗装又は検査の業務
	百貨店、総合スーパー最低賃金	百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者(※)	740円 (H20. 12. 12)	_____
	自動車(新车)小売業最低賃金	自動車(新车)小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新车)小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者(※)	758円 (H20. 12. 18)	賄い、湯沸かし、洗車、ワックスかけ又は塗装のマスキング・さび止め処理の業務

(注) ① 富山県には、このほか、パルプ・紙・紙加工品製造業関係、鉄鋼業関係、非鉄金属製造業関係の3業種の特定最低賃金が定められています。

② 最低賃金の算定に当たっては、「精勤勤手当」、「通勤勤手当」、「家族手当」、「時間外手当」及び「賞与」などを除きます。

③ 特定最低賃金では、上記の適用除外業務のほか、「年齢が18歳未満又は65歳以上の者」、「雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの」及び「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」が適用除外され、富山県最低賃金(地域別)が適用されます。※印は、日本標準産業分類の変更に伴つたもので、適用対象業種の範囲に変更はありません。